

豊中市上下水道局物品購入一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、豊中市上下水道局が発注する物品の購入の契約に係る一般競争入札を実施するに当たり、当該入札を適正かつ合理的に行うため必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 一般競争入札の対象は、次に掲げる物品の購入とする。

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）が500万円以上で、豊中市上下水道局物品等指名競争入札参加者指名基準に示す指名業者数が、市内業者だけでは確保できない案件。
- (2) 前号の規定にかかわらず、その性質又は目的から豊中市上下水道事業管理者が適当と認めた案件。

(公告)

第3条 一般競争入札に付す場合は、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）第91条に基づき公告するものとする。

(入札参加資格)

第4条 入札参加資格は、物品の購入内容等に応じて、次に掲げる項目のうちから制限を設けるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 豊中市物品等入札参加資格の認定及び同認定の希望順位に係ること。
- (3) 豊中市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 豊中市から入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (5) 同種又は類似の納入実績があること。（必要な場合）
- (6) 前各号に掲げるほか豊中市上下水道事業管理者が特に必要と認める事項

(入札参加者の提出書類)

第5条 入札に参加する者は、次に掲げる書類を第3条の規定により公告した公告文（以下「公告文」という。）に定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 入札書
- (2) 入札金額に対応した内訳書（必要な場合）
- (3) 前各号に掲げるほか豊中市上下水道事業管理者が特に必要と認めるもの

(落札者の決定)

第6条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。